



経理のすゝめ



Kompass Accounting Co., Ltd.

日本国公認会計士試験合格者 左近 裕一

第 37 回 財務諸表項目 個人所得税速算表 (更新)

今月、久しぶりに風邪をひきました。熱が 39.6 度まであがり、フラフラになりながら、タクシーで病院まで向かう途中、乗っていたタクシーにバスがぶつかり(怪我なし)、事故処理のため途中でタクシーを降ろされてしまいました。多少恨みました。

さて、既にご存知の方が大勢いらっしゃると思いますが、2017 年度より、個人所得税率 30%の部分が 4,000,000 バーツから 5,000,000 バーツに変更されました。

そのため、現行の累進課税の所得税率表は下記の通りになります。

課税される所得金額	税率
150,000 バーツ以下	0%
150,000 バーツを超え 300,000 バーツ以下	5%
300,000 バーツを超え 500,000 バーツ以下	10%
500,000 バーツを超え 750,000 バーツ以下	15%
750,000 バーツを超え 1,000,000 バーツ以下	20%
1,000,000 バーツを超え 2,000,000 バーツ以下	25%
2,000,000 バーツを超え 5,000,000 バーツ以下	30%
5,000,000 バーツ超	35%

上記、累進課税の所得税率表の変更に伴い、昨年度作成した個人所得税速算表の更新を行いたいと思います。

会社が個人所得税を負担しない場合の個人所得税計算時の速見表は下記の通りです。

課税される所得金額	税率	控除額
150,000 バーツ以下	0%	0 バーツ
150,000 バーツを超え 300,000 バーツ以下	5%	7,500 バーツ
300,000 バーツを超え 500,000 バーツ以下	10%	22,500 バーツ
500,000 バーツを超え 750,000 バーツ以下	15%	47,500 バーツ
750,000 バーツを超え 1,000,000 バーツ以下	20%	85,000 バーツ
1,000,000 バーツを超え 2,000,000 バーツ以下	25%	135,000 バーツ
2,000,000 バーツを超え 5,000,000 バーツ以下	30%	235,000 バーツ
5,000,000 バーツ超	35%	485,000 バーツ

例 1.1 各種控除後の課税所得が 3,000,000 バーツ の場合、
 $3,000,000 \times 30\% - 235,000 \text{ バーツ} = 665,000 \text{ バーツ}$ の個人所得税額と計算できます。

※30%、上記表、課税される所得金額が 2,000,000 バーツを超え 5,000,000 バーツ以下の時の税率
 ※235,000 バーツ、上記表、課税される所得金額が 2,000,000 バーツを超え 5,000,000 バーツ以下の時の
 控除額

もう一度、各種控除後の課税所得金額を変更し、速算表を使用した計算を見てみましょう。

例 1.2 各種控除後の課税所得が 2,000,000 バーツの場合、
 $2,000,000 \text{ バーツ} \times 25\% - 135,000 \text{ バーツ} = 365,000 \text{ バーツ}$ の個人所得税額と計算できます。

次に、会社が個人所得税を負担する場合の個人所得税計算時の早見表は下記の通りです。

課税される手取り額	税率	控除額
150,000 バーツ以下	0%	0 バーツ
150,000 バーツを超え 292,500 バーツ以下	5%/95%	7,894.74 バーツ
292,500 バーツを超え 472,500 バーツ以下	10%/90%	25,000.00 バーツ
472,500 バーツを超え 685,000 バーツ以下	15%/85%	55,882.35 バーツ
685,000 バーツを超え 885,000 バーツ以下	20%/80%	106,250.00 バーツ
885,000 バーツを超え 1,635,000 バーツ以下	25%/75%	180,000.00 バーツ
1,635,000 バーツを超え 3,735,000 バーツ以下	30%/70%	335,714.29 バーツ
3,735,000 バーツ超	35%/65%	746,153.84 バーツ

※金額によりサタン 0.01 ズレが生じる可能性がございます。

例 2.1 各種控除後の課税される手取り額が 4,000,000 バーツの場合
 $4,000,000 \text{ バーツ} \times 35\% / 65\% - 746,153.84 \text{ バーツ} = 1,407,692.31 \text{ バーツ}$ の個人所得税額と計算できま
 す。

会社が個人所得税を負担する場合には、負担する所得税も個人所得となります。そのため、課税される手
 取り額に税率を乗じた後に割り戻す必要があります。

よろしく申し上げます。

KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足に行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】 代表 ^{こばやし かずまさ} 小林 一雅 (日本国公認会計士) / ^{さこん ゆういち} 左近 裕一 (日本国公認会計士試験合格者)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: 323 United Center Bldg., 19th FL., Unit 1901-1902B Silom Road, Silom, Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 635-5145 Fax: 66 (2) 635-5150 E-Mail: sakon@KompassAccounting.com



経理のすゝめ



Kompass Accounting Co., Ltd.

日本国公認会計士試験合格者 左近 裕一

第38回 財務諸表項目 法人税中間申告

今月は法人税中間申告につき、記載していきたいと思えます。

まず、法人税中間申告の申告納税期限は下記の通りです。

会計期間の期首より6ヶ月経過後、2ヶ月以内

つまり、12月決算の会社であれば、7月1日から8月31日までに申告納税を行う必要があります。なお、最初又は最終の会計年度が12ヶ月より少ない会社は中間申告を行う必要がありません。

次に、法人税中間申告の納付額の計算方法は下記の通りです。

予想年間総収益 - 予想年間総費用 = 予想年間利益
 予想年間利益 - 繰越欠損金等 = 予想年間課税所得
 予想年間課税所得 ÷ 2 = 予想半期課税所得
 予想半期課税所得 × 法人税率 = 中間法人税額
 中間法人税額 - 源泉徴収税額(中間期末までの期間) = 中間法人税納税額

※今回の月報では、監査済み中間決算書を用いた法人税中間申告については記載していません。

ご存知の方も多いかと思いますが、法人税中間申告に関しては、

- (1) 正当な理由なく申告納税をしなかった場合
 - (2) 申告納税をしたが、合理的な理由なく予想年間利益が実際利益の25%を下回った場合
- 上記の場合、中間納税不足額に対して20%の特別な延滞税が生じます。

※歳入局からの税務調査の通知や催促状を受け取る前に、納税者が中間申告納税を行った場合、税務調査官は、下記の通り特別な延滞税を軽減することが認められています。

- ① 申告期限より2日以内に納税した場合、納税額の0.1%を延滞税とする。
- ② 申告期限より2日超7日以内に納税した場合、納税額の0.5%を延滞税とする。
- ③ ①及び②以外の場合、納税額に対し月1.5%を延滞税とする。

つまり、一度申告期限内に申告を行い、その後、必要に応じ自主的に修正申告を行うことにより、20%の特別な延滞税ではなく、月1.5%の通常の延滞税に軽減することが可能といえます。

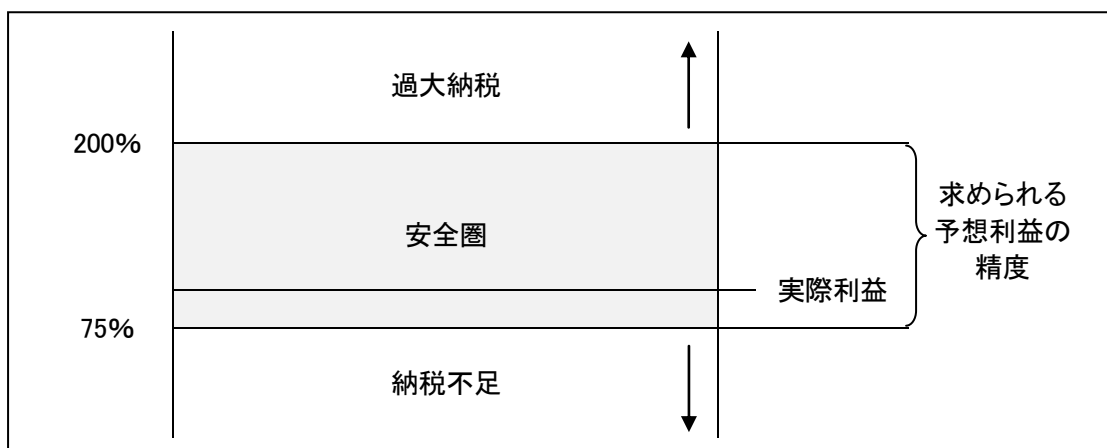
特別な延滞税の生じる(2)のケースを具体的に記載すると、下記の通りになります。

予想年間利益と実際利益を比較し予想年間利益が実際利益の25%を下回っているかを判定
 (実際利益 - 予想年間利益) × 法人税率20% ÷ 2 = 中間納税不足額
 中間納税不足額 × 特別な延滞税率20% = 特別な延滞税額

(2)の合理的な理由には様々なものがあります。歳入局通達によれば、予想利益に基づいて納税した中間納税額が、前年度の法人税額の2分の1以上である場合には合理的な理由があるとされており、中間申告上の利益を予想するうえで、重要な判断基準となります。

利益を予想するうえで上記の合理的な理由に当てはまらない場合、(2)の特別な延滞税を避けるため過大に中間納税を行えばよいかといえ、そうもいえません。中間納税額(及び控除された年間の源泉徴収税額)が“年間”の確定法人税を超えた場合、結果として法人税の過大納税となります。過大納税分につき返還を受けるためには、手続き上、税務調査が必要となり、税務調査後、還付されます。税務調査の結果次第で、追加納税になる場合もあり、過大納税は最も避けるべき状況であると思います。

では、どのくらいの精度で予想利益を算出すべきなのかを下記に図解します。



つまり、予想利益に関し、複数のシナリオがある場合には、利益が最小になるシナリオ下の予想利益の2倍が上限、利益が最大になるシナリオ下の予想利益の75%が下限になるといえます。

そのため、赤字か黒字か予想が困難な場合には、実務上、0納税額で申告を行い、利益の見通しが立ったタイミングで、必要に応じ修正申告を行います。その場合、中間申告の特別な延滞税を軽減することが可能なため、延滞税は修正申告の追加納税額に対し月1.5%により計算されます。

よろしく申し上げます。

KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】 代表 ^{こばやし かずまさ} 小林 一雅 (日本国公認会計士) / ^{さこん ゆういち} 左近 裕一 (日本国公認会計士試験合格者)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: 323 United Center Bldg., 19th FL., Unit 1901-1902B Silom Road, Silom, Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 635-5145 Fax: 66 (2) 635-5150 E-Mail: sakon@KompassAccounting.com



経理のすゝめ



Kompass Accounting Co., Ltd.

日本国公認会計士試験合格者 左近 裕一

第 39 回 財務諸表項目 海外取引

タイに来てからというもの体重が増加の一方、運動しなければと思っておりましたが、いきなりコンドミニアム屋上で猛者達に混ざりトレーニングする気にはなれませんでした。

そこで、ジムに行ける体にするためのマイ腹筋マシーンを購入し、2 ヶ月程、帰宅後にせこせこと腹筋を鍛えておりますが、どうも下っ腹あたりの肉が落ちません。

ユーチューブで鍛え方を研究し、試行錯誤の日々です。晩酌をやめるつもりはまだ、ありません。

さて、今月はタイ法人と日本法人間での取引につき、かかる VAT 及び源泉税の取り扱いにつき記載していきたいと思います。

物品を輸出入した時、

	輸出	輸入
VAT	0%	7% (※1)
源泉税	—	なし

海外取引であったとしても、物品の輸入に関しては、タイ国内取引と同様に源泉徴収義務はありません。

※1、輸入通関時に、関税と共に VAT を支払います。VAT の納税は本来サプライヤーが行うものですが、輸入の場合には、外国のサプライヤーとなるため、サプライヤーに VAT の納税義務がありません。そこで、輸入者であるタイ法人がサプライヤーの代わりに VAT を支払います。なお、輸入時に納税した VAT は仕入税額控除として使用可能なため、理論上実損はありません。但し、社名、住所又は Tax ID に誤りがある場合には、仕入税額控除として使用できないため注意が必要です。

サービスを輸出入した時、

	輸出	輸入
VAT	0% (※1)	7% (※2)
源泉税	—	原則なし (※3)

※1、VAT に関しては、単に海外の会社にサービスを提供することがイコールとしてサービスを輸出した事にはなりません。輸入者がタイから輸入したサービスをタイ国内で利用しないことが前提となります。タイ国内利用のサービスであれば、タイ国内取引として7%のVATが生じます。

※2、物品の輸入と同様に、海外のサプライヤーに VAT 納税義務はなく、サービスの輸入者が代わりに VAT を納税します。納税した VAT は仕入税額控除として使用可能なため、理論上実損はありません。一方、サービスの輸入の場合には物品の輸入と異なり通関手続きがなく、代価を支払った月の翌月 7 日ま

でに PP36 というフォームで自ら税務署へ申告する必要があり、注意が必要です。

※3、源泉税については、日タイ租税条約上の事業所得に該当し、海外のサプライヤーがタイ国内に恒久的施設(例、タイ支店等)を通じて事業を行わない場合、源泉徴収が免除されています。

一方、輸入したサービスが事業所得ではなく、ロイヤリティに該当する場合には 15%の源泉徴収義務が生じるため注意が必要です。

日本法人へ借入金を返済する時、

	元本	利息
VAT	なし	なし
源泉税	なし	15% (※1)

※1、元本部分には源泉徴収が不要なため、利息に対する源泉徴収が漏れてしまう場合が多く、注意が必要です。

日本の金融機関に対する支払いの場合には、源泉徴収税率は 15%ではなく 10%となります。

日本法人へ配当金を支払う時、

	配当金
VAT	なし
源泉税	10% (※1)

※1、BOI の法人税恩典がある場合の海外への配当については、一定の場合、10%の源泉徴収は免除されます。

なお、海外取引については、租税条約に有無や、その内容により、源泉徴収の有無やその税率が異なるため、その取引先の国ごと確認が必要となります。

よろしくお願ひします。

KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で見られる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足に行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】 代表 ^{こばやし かずまさ} 小林 一雅 (日本国公認会計士) / ^{さこん ゆういち} 左近 裕一 (日本国公認会計士試験合格者)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: 323 United Center Bldg., 19th FL., Unit 1901-1902B Silom Road, Silom, Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 635-5145 Fax: 66 (2) 635-5150 E-Mail: sakon@KompassAccounting.com



経理のすゝめ



Kompass Accounting Co., Ltd.

日本国公認会計士試験合格者 左近 裕一

第40回 財務諸表項目 有形固定資産

今回が月報を書き始めて44回目の記事になります。
過去の記事をいろいろと見返しておりましたが、未だ基礎的な有形固定資産について記載したことがないことに気づき、驚きです。
さて、それでは今月は有形固定資産につき記載していきたいと思えます。

有形固定資産の認識

会計基準及び税法上、金額基準に該当するものではありません。
原則、1パーツ以上、1年以上使用するものは全て固定資産としての認識対象となります。

但し、1パーツ以上の資産をすべて固定資産として扱うには、あまりに処理が煩雑になり実務的ではありません。そのため実務上は、3千パーツ以上、5千パーツ以上等、固定資産の計上基準を独自に作り、税務署からの指摘リスクを容認しつつ処理しているケースが多いです。

有形固定資産の測定

固定資産はその取得原価で測定しなければならないとされております。

取得原価には、

- ① 購入価格
輸入関税及び還付されない取得に係る税金を含む、値引き及び割戻控除後の購入代金、その他、
- ② 意図した方法で使用可能な状態になるまでに直接的にかかった付随費用
購入手数料、紹介料、通関手数料、据付手数料、試運転費等、が含まれます。

上記に合わせて、固定資産を取得するために借入を行った場合には、一定の場合、金利を取得原価に含める必要があります。(IAS23号 借入費用同様)

また、日本基準と同様、当該固定資産の解体及び除却費用等にかかる債務(資産除去債務)も取得原価に含まれるとされております。但し、実務上は、資産除去債務を取得原価に含めている会社はほとんどないように思います。

実務上のポイントとして、リース取引にかかる付随費用に関しては、本体価額と分離して計上することがおすすりめです。

リース取引については、会計上の減価償却費ではなく、支払リース料をもって損金として取り扱うため、リースに関係する税務調整が容易になるためです。

有形固定資産の耐用年数

耐用年数につき、会計上は、経済的耐用年数(固定資産の物理的、機能的、経済的要因等を考慮した耐用年数)とされており。

税務上は、**最短**の耐用年数として、主に、建物 20 年、IT 機器 3 年、その他 5 年と定めています。(中古資産の耐用年数に関する規定はありません。)

そのため、経済的耐用年数として定めた年数が、税務上の最短の耐用年数を下回る場合には、税務上の調整が必要になります。

実務上は、金額的重要性の高い資産を除き、税務上の最短の耐用年数をそのまま経済的耐用年数として使用しているケースが多いです。

また、固定資産償却単位については、日本と異なり、固定資産項目に関して、その取得原価を重要な各構成要素に配分し、それぞれの部分について個別に減価償却を行うとされています。但し、実務上は、金額的重要性の高い固定資産を除き、税務上の耐用年数を使用するケースが多いため、結果として各構成要素につき、同じ耐用年数が適用されることとなります。

有形固定資産の減価償却開始時期

固定資産が「使用可能となった時」から償却を開始します。

実務上は、検収のある固定資産であれば、「検収日」、検収のない固定資産であれば、「引き渡しを受けた日」、を「使用可能となった時」とみなし、減価償却を開始します。

日本基準でいう、「事業の用に供した時」、とは異なることに注意が必要です。

具体的には、設備の引き渡し後、設備が正常に稼働するかを検証している時点であれば、未だ使用可能とはなっていないため、減価償却は開始しないものと思いますが、正常に稼働することが確認でき、量産のための試運転時点であれば、既に設備を使用しているため、償却を開始する必要があると言えます。

よろしく申し上げます。

KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】 代表 ^{こばやし かずまさ} 小林 一雅 (日本国公認会計士) / ^{さこん ゆういち} 左近 裕一 (日本国公認会計士試験合格者)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: 323 United Center Bldg., 19th FL., Unit 1901-1902B Silom Road, Silom, Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 635-5145 Fax: 66 (2) 635-5150 E-Mail: sakon@KompassAccounting.com